契約職員給与規程

社会福祉法人　宝寿会

社会福祉法人宝寿会　契約職員給与規程

（適用範囲）

第 1 条　契約職員就業規則第 28 条に定める契約職員の給与等は、この規程の定めるところによる。

（本給の決定）

第 2 条　契約職員（以下「職員」という。）を雇い入れた際の本給は、次により行い、理事長が個別に決定する。

(1) 基本給は、時間給又は日給とし,勤務時間数又は出勤日数に応じて支給する。月額については、一般職員の範囲内とする。但し、契約職員・嘱託職員の本給は月給とすることが出来、理事長が決定する。

(2)　基本給について特別の事情があると認められる者については、その者の職務に関する知識、技能又は経験及び勤務時間帯、勤務の特殊性並びに年齢区分その他同職種の職員との均衡を考慮して決定する。

2. 前歴換算については、原則として前歴換算表（別表1）の定めるところによる。ただし、他の職種との均衡を著しく失する場合、及びこれにより難い場合は理事長が別に定める。

（給与改定）

第 3 条　雇用契約更新時、その職員の人事考課、勤務成績、技能、功績その他の事項を考慮し、特に必要あると理事長が認めるときは、その者の本給の改定を行うことがある。

（均等待遇）

第 4 条　職員の国籍、信条又は社会的身分を理由として、給与について差別的取扱いはしない。

（男女同一賃金）

第 5 条　職員が女子であることを理由として給与について男子と差別的取扱いをすることをしない。

（給与の種類）

第 6 条　職員の給与は、基本給（日給計算者に対する日給、時給計算者に対する時給及び月給を含む。）及び手当とする。

2. 手当は、次の各号に定める区分により支給する。

(1) 役職手当
(2) 職務手当
(3) 資格手当
(4) 通勤手当
(5) 夜勤勤務手当
(6) 宿直手当
(7) オンコール手当
(8) 時間外勤務手当
(9) 休日勤務手当
(10) 日曜勤務手当
(11) 年末年始出勤手当
(12) 処遇改善加算手当
(13) 調整手当

（役職手当）

第7条　業務の中心的な役割のある職員に対し、次のとおり役職手当を支給する。

役　　職	支 給 額
グループリーダー （ユニットリーダー）	時給　　60 円

役　　職	支 給 額
サブリーダー	時給　　30 円

（職務手当）

第8条　次の職務に従事する職員に対し、次のとおり職務手当を支給する。

職　　種	支 給 額
看　護　師	時給　　350 円
准 看 護 師	時給　　250 円
生活相談員	時給　　250 円
介護支援専門員	時給　　250 円
サービス提供責任者	時給　　200 円
管理栄養士	時給　　250 円
栄　養　士	時給　　180 円

（資格手当）

第9条　業務に必要な資格に対し、次のとおり資格手当を支給する。

2. 業務に必要のない資格に対しては、有する資格の 1/10 を支給する。

3. 職種に対して同様の資格は、上位資格を支給する。

4. 介護支援専門員については、有効期限内とする。

5. 業務に必要な資格に対しては、資格の更新は出張扱いとし、更新にかかる費用は法人が負担する。

資　　格	業務に必要な資格 支 給 額	備　考
看　護　師	時給　　100 円	
准 看 護 師	時給　　50 円	
理学療法士	時給　　50 円	
作業療法士	時給　　50 円	
社会福祉士	時給　　50 円	
精神保健福祉士	時給　　50 円	
管理栄養士	時給　　50 円	
栄養士	時給　　30 円	
介護支援専門員	時給　　50 円	
介護福祉士　Ⅰ	時給　　100 円	常勤パート
介護福祉士　Ⅱ	時給　　50 円	パート・短時間パート
社会福祉主事	時給　　20 円	
調理師	時給　　15 円	

資　　格	業務に必要な資格 支 給 額	備 考
介護福祉士実務者研修	時給　　20 円	
介護職員初任者研修	時給　　10 円	

（通勤手当）

第 10 条　通勤のため利用する電車・バス等、交通機関の運賃を常時負担する職員及び自動車等で通勤する職員に対し、通勤手当を支給する。

2. 交通機関を利用する職員については、30,000 円以内の定期料金の全額を支給する。また、交通機関利用者の額は 3 ヶ月定期の額の 1/3 とし、定期券購入の都度所属長の点検を受ける。

3. 定期料金が 30,000 円以上の時は、超える額の 1/2 を加算した額を支給する。ただし、35,000 円までとする。

4. 自動車等で通勤する職員で片道の通勤距離

職　　種	支 給 額
2km 未満	日額　　45 円
2km 以上 10km 未満	日額　　180 円
10km 以上 15km 未満	日額　　270 円
15km 以上 20km 未満	日額　　380 円
20km 以上 25km 未満	日額　　500 円
25km 以上 30km 未満	日額　　610 円
30km 以上 35km 未満	日額　　720 円
35km 以上 40km 未満	日額　　840 円
40km 以上 45km 未満	日額　　950 円
45km 以上 50km 未満	日額　　1020 円

（1）50km 以上は、5km までを増す毎に 110 円を加算する。

5. 理事長が認めた場合のみ、自動車等で有料道路を利用した場合は、有料道路の領収書又は ETC カードによる通行記録等で翌月精算により支給する。

（夜間勤務手当）

第 11 条　夜勤勤務をした職員に対し、夜間業務勤務手当を支給する。

勤　　務	支 給 額
夜間勤務	1 夜勤　　5,000 円
	8 時間夜勤　　2,500 円
夜間勤務 （従来型特養）	1 夜勤　　7,000 円
	8 時間夜勤　　3,500 円
夜間勤務 （ゆうゆう）	1 夜勤　　4,500 円
夜間勤務 （宝寿の郷） （青山苑）	1 夜勤　　4,000 円

※ 夜勤手当は、当該夜間勤務をした時間分に対する深夜割増賃金手当相当額の金額を含む。相当額の金額を含む。

（宿直手当）

第 12 条 宿直業務を行なった職員に対し、宿直手当を支給する。

勤　務	支 給 額
宿直勤務	1 宿直　　4,000 円

（オンコール手当）

第 13 条 オンコールに対応する職員に対し、オンコール手当を支給する。

勤　務	支 給 額
オンコール勤務	1 日　　1,000 円

（時間外勤務手当）

第 14 条 職員が、所属長の指示命令に基づき所定勤務時間を超えて勤務したときは、その勤務1時間につき次のとおり時間外勤務手当を支給する。

2 本条において 1 か月につき法定時間外労働が 60 時間を超えた場合は、その超えた時間については、通常の賃金の 50%以上の率による割増賃金を支給する。

3 前項の時間外労働が午後 10 時から翌日午前 5 時までの深夜の時間帯に行われた場合は、前項による割増賃金に加え、深夜労働として通常の賃金の 25%以上の率による割増賃金を加算して支給する。

4 本条において「1か月につき 60 時間」とは、労働基準法第 36 条に基づく協定により行う法定時間外労働の合計時間をいう。

（1） 実働時間が8時間を超えた場合

1 時間当たりの基本給及び除外手当を除く各種手当の合計額×125%

（休日勤務手当）

第 15 条 職員が、所属長の指示命令に基づき休日に勤務したときは、その勤務1時間につき次のとおり休日勤務手当を支給する。

（1） 法定休日に勤務した場合

1 時間当たりの基本給及び除外手当を除く各種手当の合計額×135%

（2） 法定休日以外の休日に勤務した場合

1 時間当たりの基本給及び除外手当を除く各種手当の合計額×125%

（日曜勤務手当）

第 16 条 日曜日において勤務を命じられた職員に対し、その勤務1時間につき次のとおり日曜勤務手当を支給する。但し、年末年始出勤手当の対象期間は除く。

勤　務	支 給 額
日曜日において勤務	1 時間あたり　　30 円

（年末年始勤務手当）

第 17 条 年末年始(12/29～1/3)に勤務した職員に対し、年末年始手当を支給する。

勤　務	支 給 額
年末年始勤務	1 時間あたり　　500 円

（処遇改善加算手当）

第 18 条　介護職員等処遇改善加算による支給は次の通りとする。なお、介護職員等処遇改善加算の金額が、毎月の支給額を下回った場合、当該加算に係る賃金改善として、処遇改善一時金を支給することがある。なお、支給額については、当該加算に係る計画を勘案してその都度決定する。

2　介護職員等処遇改善加算を財源とする手当に関しては介護職員等処遇改善加算がある限り継続する。

	支 給 額	備　　考
介護　非常勤　A	時給　380 円	介護福祉士　経験 10 年以上
介護　非常勤　B	時給　310 円	介護福祉士
介護　非常勤　C	時給　295 円	
その他　非常勤　A	時給　75 円	
その他　非常勤　B	時給　55 円	運転手・清掃

（法人処遇改善手当）

第 19 条　介護事業所外の職員に対しては、法人独自の法人処遇改善手当を支給する。

	支 給 額	備　　考
非常勤	時給　50 円	非常勤

介護保険事業所外の事業所

※ ケア　青山苑 ・ サ高住　宝寿の郷

（調整手当）

第 20 条　給与規程の変更等により変更前の給与又は手当との間に生じた差額を調整金として支給する。

（賞　与）

第 21 条　賞与は、常勤パート職員に対し、原則として年 2 回、法人の業績、勤務成績、人事考課及び介護職員等処遇改善加算の配分計画等を勘案して支給する。ただし、法人の業績等により、減額し、又は支給しないことがある。

賞与の種類		夏季賞与		年末賞与	
基　準　日		6 月 1 日		12 月 1 日	
支　給　日		6 月 20 日		12 月 20 日	
		介護	その他	介護	その他
支給額	A	55,000 円	30,000 円	55,000 円	30,000 円
	B	52,500 円	27,500 円	52,500 円	27,500 円
	C	50,000 円	25,000 円	50,000 円	25,000 円
	D	47,500 円	22,500 円	47,500 円	22,500 円
	E	45,000 円	20,000 円	45,000 円	20,000 円

2. 賞与の算定期間は、次のとおりとする。

(1)夏季賞与　前年 12 月 1 日から当年 5 月 31 日まで

(2)年末賞与　当年 6 月 1 日から当年 11 月 30 日まで

3. 勤続6ケ月に満たない職員については、月割で支給する。

4. 支給対象者は、原則として、基準日に在籍し、かつ賞与の支給日に在籍している職員に支給する。

（給与の計算）
第 22 条　就業時間の全部又は一部を欠勤、遅刻、早退、又は争議行為で勤務しない場合は、給与はその時間減額する。
2. 前項の場合において勤務しない時間の計算は、当該給与締切期間の末日において合計し、30 分未満は、切り捨てるものとする。
3. 月の途中において採用され、或いは職務の変更により給与に変更があった者の給与については勤務した日に対して支給する。

（給与の締切日）
第 23 条　給与及び諸手当の計算期間は、前月の1日からその月の末日までとする。

（給与の支給日）
第 24 条　給料の支給日は、以下の事業所を除き毎月10日とする。ただし、支給日が休日及び金融機関休業日にあたるときは、その前日においてその日に最も近い日を支給日とする。
（1） 青山苑ヘルパーステーション　毎月 18 日
（2） 訪問介護事業所 やすらぎ　　毎月 15 日
2. 理事長が、特別の事由により前項の規定により難いと認めたときは、前項の規定にかかわらず、別に給与の支払日を定めることができる。

（非常時払い）
第 25 条　前条の規定にかかわらず次に掲げる非常の場合の費用に充てるため、職員又は遺族から請求のあった場合においては、給与支払日前であっても既往の勤務に対する給与を直ちに支払うものとする。
（1）出産、疾病及び災害の場合
（2） 死亡した場合
（3） 退職した場合
（4） 解雇された場合
（5） 前各号のほか止むを得ない事情がある場合
2　前2号の死亡の場合、遺族の範囲及び順位は、それぞれ民法における相続権者及び相続順位とする。

（給与の支払い方法）
第 26 条　給与は、その指定する銀行口座にその全額を振込み支給する。
2. 前項の規定にかかわらず、次に揚げるものは支払のとき控除する。ただし、この項に規定していないものについては、給与の控除に関する協定に基づいて行うものとする。
（1） 給与所得税
（2） 市県民税
（3） 健康保険料
（4） 厚生年金保険料
（5） 雇用保険料

（端数の額の処理）
第 27 条　給与の計算に際して、その額に円未満の端数が生じた時は、その端数の全額を切り上げるものとする。

（その他）
第 28 条　この規程に定めのない事項については、理事長が別に定めるものとする。

別表１ 前歴換算数表

経 験 職 務 内 容	要　　件	前歴換算
・社会福祉施設・病院・診療所	職務の種類が同一であるもの	5円

附 則

1. この規程は、令和４年６月1日から施行する。(改廃)
2. この規程は、令和４年 10 月 1 日から施行する。
 (変更)　(給与の種類)
 第６条 2 (14) ベースアップ等支援加算手当
3. この規程は、令和６年６月 1 日から施行する。
 (削除)　(給与の種類)
 第６条 2 (13) 特定処遇改善加算
 第６条 2 (14) ベースアップ等支援加算手当
 (変更)　(職務手当)
 第８条 支給額の変更
 (変更)　(処遇改善加算手当)
 第 18 条 1
 第 18 条 2 支給額の変更
 (削除)　(特定介護職員処遇改善加算手当)
 第 19 条
 (削除)　(ベースアップ等支援加算手当)
 第 20 条
 (変更)　(法人処遇改善手当)
 第 19 条 支給額の変更
4. この規程は、令和８年１月 1 日から施行する。
 (追加)　(時間外勤務手当)
 第 14 条 2～4
5. この規程は、令和８年 10 月 1 日から施行する。
 (追加)　(夜勤手当)
 第 11 条 従来型特養
 (変更)　(時間外手当)
 第 14 条第４項(1) 基本給及び除外手当を除く各種手当の合計額
 (変更)　(休日勤務手当)
 第 15 条第１項(1)・(2) 基本給及び除外手当を除く各種手当の合計額
 (追加・変更)　(処遇改善加算手当)
 第 18 条第２項 介護非常勤 C の追加及び支給額の変更
 (削除)　(法人処遇改善手当)
 第 19 条 介護保険事業所外の事業所　※ 居宅 うぐいす荘 ・ 居宅 夢の里の削除
 (追加)　(賞与)
 第 21 条第１項・第２項・第３項・第４項 賞与の追加